■平成19年4月から移譲される事務・権限

項目	内 容	担当窓口(問い合わせ)
福祉事業等に関する事務	〇第二種社会福祉事業の届出受付等に関する事務 (放課後児童健全育成事業)	児童福祉課子育て支援係 20824-73-0051
	○第二種社会福祉事業の届出受付等に関する事務 (児童の福祉の増進について相談に応ずる事業) (母子福祉施設を経営する事業)	児童福祉課児童福祉係 28 0824-73-1192
	〇児童福祉施設の設置認可等・指導監督に関する事務 (保育所[認可外を含む]、児童厚生施設、助産施設、母子生活支援施設)	
	〇特別児童扶養手当の認定など	
る事務	〇児童自立生活援助事業の届出受付・指導監督	社会福祉課生活福祉係
障害者福祉に関 する事務	O身体障害者手帳の交付申請受付、交付など	☎ 0824-73-1166
	〇身体障害者生活訓練等事業等の開始・変更・廃止等届出受付など 〇身体障害者生活訓練等事業者等への立入検査など	
福祉事業等に関する事務	○社会福祉法人の設置認可等・指導監督に関する事務 (保護施設を経営する法人)	
	O保護施設の設置認可・運営指導、当該社会福祉法人の設立認可など	
	○第二種社会福祉事業の届出受付等に関する事務 (生計困難者に対して、その住居で衣食その他日常の生活必需品 等を与え、又は相談に応ずる事業)	
	(手話通訳事業) (身体障害者福祉センター等を経営する事業) (身体障害者の更生相談に応ずる事業)	
	(知的障害者の更生相談に応ずる事業) (生計困難者のために無料又は低額な料金で簡易住宅の貸付等を	
	1」フ事業/ (生計困難者のために無料又は低額な料金で診療を行う事業) (福祉サービス利用援助事業)	
	○社会福祉法人の設置認可等・指導監督に関する事務 (第二種社会福祉事業のみを行う法人)	社会福祉課高齢者福祉係 20824-73-1165
	〇第二種社会福祉事業の届出受付等に関する事務 (老人福祉センターを経営する事業)	
民間協力・人材育 成に関する事務	〇民生委員・児童委員の指揮監督など	
る事務	〇未熟児の訪問指導に関すること 〇低体重児の届出受付	保健医療課保健予防係 25 0824-72-7074
		保健医療課健康推進係
521.37 6 3 333		8 0824-72-7074
		保健医療課医療係 20824-73-1155
関9つ事務		
	〇診療放射線技師・理学療法士・作業療法士・視能訓練士の免許申請 等の受付など	
	O保健師・助産師・看護師・准看護師の定期届出・免許申請等の受付など	
	○管理栄養士・栄養士の免許申請等の受付など	
	〇調理師・製菓衛生師の免許申請等の受付など	
	○臨床検査技師、衛生検査技師の免許申請等の受付など	
	○クリーニング師の免許申請等の受付など	
る事務	〇鳥獣の捕獲、鳥類の卵の採取等の許可、捕獲者・採取者に対する 措置命令など	農林振興課振興係 23 0824-73-1132
砂防、急傾斜、地すべり	○急傾斜地崩壊防止施設の維持修繕	建設課土木係 25 0824-73-1152
国有財産の管理	〇国有財産法の規定による行政財産の用途廃止など 〇土地改良法の規定による地区編入の承認	建設課管理係 ☎ 0824-73-1150
	Ta	は 福祉事業等に関する事務

県の事務・権限の一部が 市へ移譲されます

企画課企画調整係 ☎0824-73-1128

広島県は平成16年11月、県から各市町への事務・権限の移譲について、考え方や事務・権限の項目などを示した「分権改革推進計画」を策定しました。

この計画に基づき、広島県と庄原市で協議を進め、昨年7月に事務・権限ごとに移譲時期や支援などをまとめた「事務移譲具体化プログラム(広島県・庄原市)」を策定しました。

今後、このプログラムに基づき、円滑な移譲を進めていくことになります。

平成19年度は、一覧表のとおり、「旅券(パスポート)申請受付」や「医療等従事者の免許申請受付」などの事務・権限が移譲されます。相談・申請の窓口が庄原市役所になりますのでお気をつけください。

■平成19年6月から移譲される事務・権限

分	野	項目	内 容	担当窓口(問い合わせ)
			○一般旅券(パスポート)の申請受付および旅券の交付 ※申請・交付は、本庁窓□のみの取り扱いとなりますのでご注意ください。	市民生活課戸籍住民係 25 0824-73-1157

旅券申請・医療等従事者の免許申請には、県収入証紙・収入印紙類が必要となりますが、申請に必要なもののみ、会計課(本庁1階)で販売(平成19年5月1日より)します。



権限移譲により パスポートの申請・受け取りが 市役所でできます

パスポート窓口が、県から市町に変わります。6月4日(月)から本庁市民生活課にパスポートの申請・受け取り窓口を設置します。

市内に住民登録のある方および学生や単身赴任者などで県外に住民登録されていて市内に居住されている方は、市民生活課の窓口でパスポートの申請・受け取りをしてください。



ご注意

- ●県旅券センターの窓口(広島・福山・三次・呉)は、6月1日(金)で閉鎖されます。
- ●6月1日以前に申請された方で、受け取り予定日が6月4日以降の方または5月25日(金) 以前に申請された方で6月1日までに県の窓口に受け取りに行かれない方は、市民生 活課でのお受け取りになります。
- ●ただし、海外で親族が災害に遭われたなどの理由で緊急にパスポートが必要となる場合などは、引き続き、県旅券センターでの取り扱いとなります。

問い合わせ

市民生活課 20824-73-1157 県旅券センター(広島: 2082-513-5603 福山: 2084-927-5588)

13 広報しょうばら 2007.3 広報しょうばら 2007.3